

5

危険性又は有害性から労働災害へ

「労働者（人）」が何らかの作業を行うときには、必ず危険性や有害性のある状況におかれますが、この状況から労働災害（健康障害を含む）に至る流れは、図6に示したとおりです。すなわち、「労働者（人）」が「危険性又は有害性（もの）」に近づくことによりリスクが発生し、その時、「安全衛生対策の不備」があると「労働災害」につながります。

労働災害を発生させないためには、「危険性又は有害性」を除去または低減するか、「労働者」と「危険性又は有害性」に近づく必要がないようにするか、あるいは十分な安全衛生対策により近づけないようにすることが必要です。

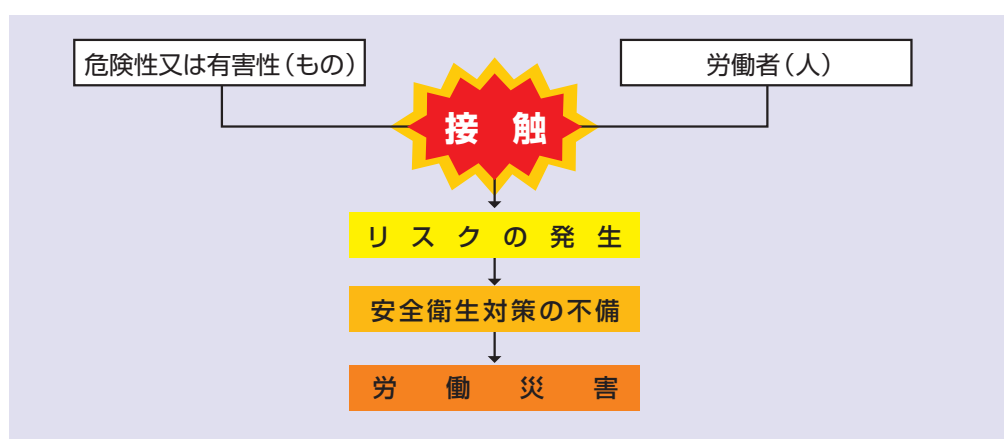


図6 危険性又は有害性から労働災害（健康障害を含む）に至る流れ

6

労働災害の発生と企業の責任



図7 労働災害の発生と企業の責任